平成２８年（フ）第１２１４号
東京都清瀬市竹丘３丁目７番３号グレイス・ソルラ203号
債務者　高橋　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２８３号
東京都あきる野市五日市1100番地１
債務者　鹿島　和子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９４号
東京都青梅市東青梅２丁目15番地の16ヴァンベール東青梅403
債務者　平永登美江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
東京都町田市原町田２丁目20番16号サンライトコーポ101
債務者　近藤　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７３９号
横浜市旭区本宿町122番地１　ルヴァンドベールＡ―101
債務者　春日美津枝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５８号
東京都町田市旭町２丁目12番２号
債務者　川越　雄一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８０号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目29―13―408
債務者　谷脇　　太
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６７３号
横浜市南区三春台68番地18　ユナイト黄金町セレーノ205号室
債務者　阿部　将文
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７２号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目７番14号ハイツ湘南Ⅱ―201
債務者　平本てる子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７６号
横浜市中区寿町２丁目８番地７　第六港館803号室
債務者　佐藤　勝政
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７７号
横浜市戸塚区吉田町1204番地
債務者　大貫　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
横浜市神奈川区神大寺４丁目７番５号　織茂荘202号
債務者　安藤　惠子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
横浜市保土ケ谷区常盤台13番１号　恵風ホーム
債務者　仁科　昌巳
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
横浜市南区中村町４丁目277番地15　ウィンベル・ソロ阪東橋第１　503
債務者　齊藤　篤司
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４３３号
大阪市西淀川区姫里２丁目２番33―302号
債務者　前田　純子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部